

用語の解説

〔農山村地域調査〕

(1) 総土地面積及び林野面積	
総土地面積	原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。
林野面積	「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当する。
現況森林面積	調査期日現在の森林面積をいう。
森林面積	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 2 条にいう「森林」をいい、山林に未立木地を加えたものに該当する。
山林	用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地をいい、不動産登記法上の地目類のひとつである。 立木地のほか、伐採跡地も含める。
森林以外の草生地	森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。 なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。
林野率	総土地面積に占める林野面積の割合をいう。 なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島（503,614ha）及び竹島（21ha）を除いて計算した。
(2) 所有形態別林野面積	
森林計画による森林面積	森林法に基づく、全国森林計画、地域森林計画（民有林対象）、国有林の地域別森林計画などをいう。 本調査では、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画の計画樹立時の森林面積をいう。
国有(林)	「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管している林野をいう。
林野庁	林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関をいい、例えば財務省等の省庁が所管している林野をいう。
民有(林)	国有以外の林野をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類される。
独立行政法人等	独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している林野をいう。

公有(林)	「都道府県」、「森林整備法人(林業・造林公社)」、「市区町村」及び「財産区」が所管している林野をいう。
都道府県	都道府県が所管している林野をいう。林務主管課(部)所管林野のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含める。
森林整備法人 (林業・造林公社)	分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)の規定により設立された法人等(林業・造林公社も含む。)が所管している林野をいう。
市区町村	市区町村が所管している林野をいう。地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合(通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合)の所管する林野を含める。また、市区町村が造林主体となっている分収林も含める。
財産区	地方自治法(昭和22年法律第67号)第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた林野について財産区を作り、地元民が使用収益している林野をいう。
私有(林)	個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している林野をいう。
(3) 地域資源を活用した施設	
産地直売所	生産者が自ら生産した農産物(農産物加工品を含む。)を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいう。 なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は除く。
運営主体	産地直売所を運営する主たる組織をいう。
地方公共団体	都道府県又は市区町村が運営するものをいう。
第3セクター	国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立された事業体が運営するものをいう。
農業協同組合	農業協同組合が運営するものをいう。 (農業協同組合とは、農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法(農協法)に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているものをいう。)
その他	生産者個人又は生産者グループが運営するもの、及び上記以外の機関で、民間企業等が運営するものをいう。
(4) D I D までの所要時間	
農業集落	市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、

	家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。
D I D (人口集中地区)	平成 17 年国勢調査において、人口密度約 4,000 人/k m ² 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。 (D I D : Densely Inhabited District)
(5) 農業集落の概況	
耕地面積	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔は耕地に含む。
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
畑	畑耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
樹園地	樹園地木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの(一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。)で肥培管理している土地をいう。
耕地率	総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。
水田率	耕地面積に占める田面積の割合をいう。 なお、水田率を用いて農業集落の農業経営の基盤的条件の差異を示した区分は以下のとおりであるが、この区分は地域農業構造の特性を把握するための統計上の区分であり、制度上や施策上の取扱いに直接結びつくものではない。
水田集落	水田率が 70%以上の集落をいう。
田畑集落	水田率が 30%以上 70%未満の集落をいう。
畑地集落	水田率が 30%未満の集落をいう。
(6) 実行組合の状況	
実行組合	農業生産活動における最も基礎的な農家集団である。 具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。 ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。
(7) 寄り合いの開催状況	
寄り合い	原則として地域社会または地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいう。また、農業集落の

	<p>全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていないが、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものであれば寄り合いとみなす。</p> <p>ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除く。</p>
(8) 寄り合いの議題	
農業生産にかかる事項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。
農道・農業用排水路及びため池の管理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路・ため池の維持・管理に関する事項をいう。
集落共有財産・共用施設の管理	農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。
環境美化・自然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。
農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進	寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。
農業集落内の福祉・厚生	農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒などをいう。
(9) 地域資源の保全状況	
地域資源	本調査では、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。
地域資源の保全	地域住民等が主体となって地域資源を地域の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。
森林	森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいう。
ため池・湖沼	かんがい用水をためておく人工又は天然の池をいう。
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の排水路は除く。
農業用排水路	農業用の用水又は排水のための施設をいう。

農林水産省「2010年世界農林業センサス結果の概要（確定値）」用語の解説より抜粋

【数値の比較について】

以下の統計については、2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査対象が異なるため比較する際には、留意する必要がある。

産地直売所数	2010年世界農林業センサスは、市区町村を調査対象としており、2005年農林業センサスでは農業集落を調査対象とし、かつ、全域が市街化区域に含まれる農業集落は調査対象から除いている。
実行組合のある農業集落数及び寄り合いの回数別農業集落数	2010年世界農林業センサスは、全域が市街化区域に含まれる農業集落を除いた農業集落を対象とした全数調査であるが、2005年農林業センサスでは、標本調査（標本数：23,194 集落）により推計した数値である。 また、2000年世界農林業センサスでは、農家が点在しているなどで農業集落内に農家が4戸以下の農業集落を調査対象から除いている。